

熊本地震の教訓～初動・応急対応編～

①関係機関との「顔の見える関係」と受援体制の構築

- 迅速な人命救助を行うため、自衛隊、消防等に対し、躊躇なく派遣要請を実施
- 各部署で適切に対応できる体制を整備するため、BCP・受援計画を策定

②物資の円滑な調達・供給体制の構築

- 国のプッシュ型支援により水・食料等を大量に確保し、県民の不安解消に寄与
- 物資を円滑に被災者に届けるため、多様な物資調達先の確保、物流業者や関係団体との連携体制の構築

③要配慮者への支援の充実

- 避難行動要支援者名簿の有効活用、特性に応じた個別計画の見直し
- 福祉避難所運営マニュアルの作成、関係機関の研修・訓練等

④自助・共助を中心とした避難所運営

- NPOとの協働等による避難所の効率的な運営
- 車中泊など指定避難所以外への避難者対応の検討
- 自助（水・食料の備蓄等）、共助（地域の自主防災組織や消防団と連携した声かけ、避難誘導、炊出し等）の活動推進

⑤暮らしやすい応急仮設住宅の速やかな提供

- 応急仮設住宅の円滑な建設・提供に向けた建設用地の事前確保、不動産関係団体等との連携
- 暮らしやすい応急仮設住宅（木造、ゆとりのある配置、バリアフリー対応、集会所「みんなの家」の整備）の提供
- 大規模災害を想定した災害廃棄物の処理体制の整備

⑥防災拠点となる庁舎・施設の強靱化、多重性の確保

- 災害対応の拠点となる行政庁舎の耐震性能の確保
- 物資集積拠点などの広域防災活動拠点施設の強靱化、複数確保

⑦被災地支援経験の蓄積等による災害対応力の向上

- 全国の被災地への積極的な職員派遣等による大規模災害に対応できる職員の育成
- 災害対応記録の蓄積と活用
- 都道府県と市町村が一体となった職員派遣（短期）の法制化を提案、要望（国における被災市区町村応援職員確保システムの構築等）

熊本地震の教訓～復旧・復興編～

①住家被害認定調査制度の簡素化、調査方法の統一化

- ・調査方法の簡素化、自治体と民間保険会社の調査の連携が可能となるような仕組みの構築、応援職員経費等の災害救助法への対象化を国に提案、要望
- ・調査方法等に係る県及び市町村間の情報共有及び取扱いの統一化

⑤恒久的な住まいの確保

- ・仮設住宅供与等の応急救助は、災害救助法において制度化されているが、住まい再建は現行の支援制度では十分でなく、被災自治体独自の支援策を実施
- ・応急救助から自立再建までを含めた総合的な支援制度の創設を国に要望

②漏れや切れ目のない見守り体制の構築

- ・行政だけでなく、民生委員や民間事業者等とも協力・連携し、漏れや切れ目のない見守り体制を構築

⑥一日も早い復旧・復興に必要な人員の確保

- ・他都道府県からの派遣職員の確保に加えて、任期付職員、再任用職員、非常勤・臨時職員の採用など、あらゆる手法による人員確保

③災害復旧工事に係る入札の不調・不落対策の実施

- ・復旧・復興工事の円滑な施工を図るため、入札契約制度の見直しや積算の新規運用による適切な工事価格の設定など、入札の不調・不落に対する総合的対策を実施

⑦大規模災害時における国の財政支援制度の常設化

- ・大規模災害においても、被災自治体が躊躇なく復旧・復興に取り組めるよう、国の財政支援制度の常設化を提案、要望

④グループ補助金の活用促進等による産業再生

- ・災害対応資金の融資、グループ補助金の活用、農林漁業者向けの制度資金の金利負担軽減、各種相談窓口の設置など、各種産業の再生に向けた総合的な取組を実施
- ・グループ補助金については、添付書類の簡素化や工事業者の確保に向けた対策、複数年度にわたる事業の予算措置等の取組を実施